

遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示（案）

千葉海区漁業調整委員会指示第 _____ 号

千葉県海面におけるがざみ類の採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 8 年 月 日

千葉海区漁業調整委員会
会 長 石 井 春 人

1 採捕の制限

千葉県海面（2 に掲げる区域に限る。）においては、令和 8 年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの間（3 に掲げる時間に限る。）、がざみ類（がざみ、たいわんがざみ、いしがに及びのこぎりがざみをいう。）を採捕してはならない。

2 採捕を制限する区域

共同漁業権共第 2 号及び共第 3 号（令和 5 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域

3 採捕を制限する時間

午前 0 時から午前 5 時まで及び午後 5 時から翌午前 0 時まで

4 適用除外

1 の制限は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 法第 57 条第 1 項の規定による千葉県知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合
- (2) 2 に掲げる区域内に設定されている共同漁業権の組合員行使権を有する者が当該権利に基づいて漁業を営む場合
- (3) 試験研究機関が試験研究のために採捕する場合